

電話サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
別記 1 ～ (略) 4 5 相互接続通話の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通話は、<u>次のとおりとします。</u> ア <u>相互接続通話は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</u> イ <u>アに規定する相互接続通話のうち、契約者回線又は公衆電話の電話機等から発信する国際通話（発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルして行う通話を除きます。）については、KDDI株式会社に係る相互接続点との間において通話の接続を行います。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通話の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通話に係る相互接続通話を接続しない取扱いを行います。</u> ウ <u>契約者は、その契約者回線への国際通話（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限りします。）の着信を許容しないようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。</u> (2) <u>別記34（相互接続通話の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通話（(4)から(8)に規定するものを除きます。）の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。</u> <u>ただし、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通話料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> (3) <u>(2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。</u>	別記 1 ～ (略) 4 5 相互接続通話の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通話は、<u>当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</u> <u>（注1）当社は、契約者から、その契約者回線からの国際通話（発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルして行う通話を除きます。）の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通話に係る相互接続通話を接続しない取扱いを行います。</u> <u>（注2）契約者は、その契約者回線への国際通話（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限りします。）の着信を許容しないようにしたい場合は、当社又はその協定事業者に申し出ていただきます。</u> (2) 相互接続通話（<u>(3)及び(4)に規定するものを除きます。</u>）の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて別記34（<u>相互接続通話の接続形態と料金の取扱い</u>）に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。

新旧対照

旧	新
(4) <u>別記34に規定する接続形態により行われる相互接続通話のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記33に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る相互接続通話（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア 中継事業者等に係る他社相互接続通話（当社が別に定めるものに限ります。以下この別記5において同じとします。）以外の他社相互接続通話を伴うとき。</u> <u>（ア） その相互接続通話の料金は、その通話と、中継事業者等に係る他社相互接続通話を除く他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。</u> <u>（イ）（ア）に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を中継事業者等に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。</u> <u>イ 中継事業者等に係る他社相互接続通話以外の他社相互接続通話を伴わないとき。</u> <u>その相互接続通話の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。</u> (5) <u>(4)の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通話に関する料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> (6) <u>(2)から(5)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通話のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通話及び緊急通報用電話（海上保安機関に係るものを除きます。）の契約者回線への相互接続通話の料金については、その通話と他社相互接続通話（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。</u>	(3) <u>(2)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通話のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う電話サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものへの相互接続通話及び緊急通報用電話の契約者回線への相互接続通話の料金については、その通話と他社相互接続通話とを合わせて当社が定めるものとし料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。</u>

新旧対照

旧	新
<u>(7) 国際通話に係る相互接続通話（(8)に規定するものを除きます。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア イ以外の通話</u> <u>その相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせてその通話に係る協定事業者（その通話が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通話に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。以下(7)及び(8)において同じとします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u> <u>イ 契約者回線から外国の電気通信設備への通話</u> <u>その相互接続通話の料金は、その通話と他社相互接続通話とを合わせて別記34に規定する料金設定事業者が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記34に定めるところによります。</u> <u>(8) 相互接続点相互間及び当社が別に定める相互接続通話（別記34に規定する接続形態により行われるものを除きます。）の料金は、その通話と他社相互接続通話（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせてその通話に係る協定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u>	<u>(4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通話料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u>

新旧対照

旧	新
---	---

33 他社相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 ～ (略) 5	(略)
6 I P電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（ <u>別記33の2（一般通話に係るI P電話事業者の電気通信番号）又は別記33の3（公衆通話に係るI P電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限り、</u> 。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

34 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

- (1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	<u>同左</u>	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。

33 他社相互接続通話に係る協定事業者

協定事業者	内 容
1 ～ (略) 5	(略)
6 I P電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者

34 相互接続通話の接続形態と料金の取扱い

- (1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等
着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等

接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。

新旧対照

旧						新				
2	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u>	当社	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。</u>					
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	2	中継事業者等（ <u>N T T ドコモビジネス株式会社又は別記33に規定する中継事業者をいいま</u> <u>す。</u> 以下同じとします。）に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。
						3	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号（ <u>電気通信番号規則別表第11号に規定する電気通信番号をい</u> <u>います。</u> 以下同じとします。）を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧						新						
(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備						(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備						
接 続 形 態			料金 設定 事業 者	料金請 求事業 者	料金の支払いを 要する者	接 続 形 態			料金設定事業者	料金の支払いを 要する者	料金に関する その他の取扱 い	
1	2又は3 以外の場 合	(1) (2)以外 の場合	当社	同左	その通話の発信に 係る契約者回線の 契約者又は公衆電 話の利用 者	この約款の定め るところにより ます。	1	2 以外の 場合	(1) (2)以 外の場 合	当社	その通話の発信に 係る契約者回線の 契約者又は公衆電 話の利用者	この約款の定め るところにより ます。
		(2) 当社 が別に 定める 電気通 信番号 を用い た通話 を行う 場合	携帯・ 自動車 電話事 業者	同左	その通話の発信に 係る契約者回線の 契約者又は公衆電 話の利用者	その携帯・自動 車電話事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。			(2) 当社 が別に 定める 電気通 信番号 を用い た通話 を行う 場合	携帯・自動車電 話事業者	その通話の発信に 係る契約者回線の 契約者又は公衆電 話の利用者	その携帯・自動 車電話事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。
2	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式会 社に係る事業者識別 番号を使用して通 話を行った場合		エヌ・ ティ・ ティ・ コミュ ニケー ション ズ株式 会社	同左	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式 会社の契約約款 等に規定する者	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式 会社の契約 約款等に定め るところによ ります。						
3	中継事業者に係る 事業者識別番号を 使用して通話を行 った場合		中継事 業者	同左	その中継事業者 の契約約款等に 規定する者	その中継事業者 の契約約款等に 定めるところに よります。	2	中継事業者等に係 る事業者識別番号 を使用して通話を 行った場合		中継事業者等	その中継事業者 等の契約約款等 に規定する者	その中継事業者 等の契約約款等 に定めるところ によります。

新旧対照

旧						新					
(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備： <u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社</u> 又は中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）						(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備： <u>中継事業者等に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）</u>					
接 続 形 態		料金 設定 事業者	料金請 求事業 者	料金の支払いを 要する者	料金に関する その他の取扱 い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを 要する者	料金に関する その他の取扱 い	
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	1	2以外の場合	当社	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	
2	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株</u>	当社	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、この約款の定めるところによります。</u>						
3	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	2	中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧					新				
(4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備					(4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備				
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
—		当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	—		当社	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
(5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備					(5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又は公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備				
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2以外の場合	当社	同左	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	1	2以外の場合	当社	その通話の発信に係る契約者回線の契約者又は公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。
2	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	当社	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	2	中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧						新					
(6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線						(6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	2又は3以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。	1	2、3又は4以外の場合	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。	
2	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	2	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	
3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。	3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。	
						4	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧						新					
(7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線						(7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	2 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。	1	2 又は 3 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。	
2	当社の着信課金機能を利用して通話を行った場合	当社	同左	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。	2	当社の着信課金機能を利用して通話を行った場合	当社	その通話の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。	
						3	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通話を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	
(8) 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線						(8) 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
二		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の提供する契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。	1	2 以外の場合	IP電話事業者	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧		新				
		2	端末系事業者又は 中継事業者等に係 る付加的役務電話 番号を使用して通 話を行った場合	その電気通信番 号の指定を受け た端末系事業者 又は中継事業者 等	その電気通信番 号の指定を受け た端末系事業者 又は中継事業者 等の契約約款等 に規定する者	その電気通信番 号の指定を受け た端末系事業者 又は中継事業者 等の契約約款等 に定めるところ によります。
		(9) 発信側の電気通信設備：外国の電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線				
		接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを 要する者	料金に関する その他の取扱 い
		二		その通信に係る 協定事業者又は 外国の電気通信 事業者	その通信に係る 協定事業者又は その外国の電気 通信事業者の提 供する契約約款 等に規定する者	その通信に係 る協定事業者 又はその外国 の電気通信事 業者の提供す る契約約款等 に定めるところ によります。
35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結		35 他の電気通信事業者との電話等利用契約の締結				
契約相手となる電気通信事業者		締結する電話等利用契約				
(略) ソフトバンク株式会社		(略) 第2種中継電話等契約 国際電話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービ スにおける0570番号を利用した統一番 号サービスに係るものに限ります。				
KDDI株式会社		第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約				
契約相手となる電気通信事業者		締結する電話等利用契約				
(略) ソフトバンク株式会社		(略) 第2種中継電話等契約				
KDDI株式会社		第2種一般電話等契約				

新旧対照

旧	新																
料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 第2 通信料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (6)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用</td><td><u>別記5</u>に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(8) ～ （略） (20)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (6)	（略）	(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用	<u>別記5</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。	(8) ～ （略） (20)	（略）	料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料、番号案内料、質権の設定等に関する手数料、テレホンカードによる支払充当手数料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 第2 通信料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (6)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用</td><td><u>別記34の(3)の1</u>に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(8) ～ （略） (20)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (6)	（略）	(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用	<u>別記34の(3)の1</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。	(8) ～ （略） (20)	（略）
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (6)	（略）																
(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用	<u>別記5</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。																
(8) ～ （略） (20)	（略）																
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (6)	（略）																
(7) 中継事業者等に係る相互接続通話の料金の適用	<u>別記34の(3)の1</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通話の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。																
(8) ～ （略） (20)	（略）																
	附 則（令和7年6月27日企管第155500000692号） この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。																

総合デジタル通信サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
別記 1 ～ (略) 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、次のとおりとします。 ア 相互接続通信は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。 イ アに規定する相互接続通信のうち、契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等から発信する国際通信（発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルして行う通信及びデジタル通信モード補完策により行う通信を除きます。）については、KDD I 株式会社に係る相互接続点との間において通信の接続を行います。この場合において、契約者から、その契約者回線からの国際通信の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。 ウ 契約者は、その契約者回線への国際通信（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限ります。）の着信を許容しないようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。 (2) 別記22（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(8)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、<u>料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。</u> ただし、<u>料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> (3) (2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。	別記 1 ～ (略) 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、<u>当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</u> (注1) 当社は、契約者から、その契約者回線からの国際通信（発信者が、当社以外の事業者識別番号をダイヤルして行う通信を除きます。）の発信を行えないようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。 (注2) 契約者は、その契約者回線への国際通信（当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行われるものに限ります。）の着信を許容しないようにしたい場合は、<u>当社又はその協定事業者に申し出ていただきます。</u> (2) 相互接続通信（(3)及び(4)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記22（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。

新旧対照

旧	新
(4) <u>別記22に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記21に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）又は電気通信事業者に係るに係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限りします。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信（当社が別に定めるものに限りします。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。</u> <u>（ア） その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。</u> <u>（イ） （ア）に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を中継事業者等に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。</u> <u>イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。</u> <u>その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。</u> <u>ウ 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者に係る他社相互接続通信を伴うとき（ア又はイに規定するものを除きます。）。</u> <u>その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。</u> (5) <u>(4)の規定にかかわらず、料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u>	

新旧対照

旧	新
(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、デジタル公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信及び電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線（海上保安機関に係るものを除きます。）への相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせて当社が定めるものとし、<u>料金の請求等料金</u>に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 (7) <u>国際通信に係る相互接続通信（(8)に規定するものを除きます。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア イ以外の通信</u> その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が2以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。以下(7)及び(8)において同じとします。）がその契約約款等において定めるものとし、<u>料金の請求等料金</u>に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。 <u>イ 契約者回線から外国の電気通信設備への通信</u> その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記22に規定する料金設定事業者が定めるものとし、<u>料金の請求等料金</u>に関するその他の取扱いについては、別記22に定めるところによります。 (8) <u>相互接続点相互間及び当社が別に定める相互接続通信（別記22に規定する接続形態により行われるものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信（中継事業者等に係るものを除きます。）とを合わせてその通信に係る協定事業者がその契約約款等において定めるものとし、<u>料金請求等料金</u>に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u>	(3) (2)の規定にかかわらず、当社の契約者回線、デジタル公衆電話の電話機等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う総合デジタル通信サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信及び電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の契約者回線への相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。 (4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、<u>料金表第1表第1（基本料金）、同表第2（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u>

新旧対照

旧						新					
21 他社相互接続通信に係る協定事業者						21 他社相互接続通信に係る協定事業者					
協定事業者		内 容				協定事業者		内 容			
1 ～ 5 (略)		(略)				1 ～ 5 (略)		(略)			
6 I P電話事業者		電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号（別記21の2（契約者回線からの通信に係る I P電話事業者の電気通信番号）又は別記21の3（デジタル公衆電話の電話機等からの通信に係る I P電話事業者の電気通信番号）に規定するものに限ります。）を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者				6 I P電話事業者		電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号を用いて電気通信サービスを提供する協定事業者			

22 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い						22 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い					
(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等						(1) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備又は当社の契約者回線等					
接 続 形 態		料金 設定 事業者	料金請 求事業 者	料金の支払いを 要する者	料金に関する その他の取扱 い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要 する者	料金に関するそ の他の取扱い	
1	2又は3以外の場合 合	当社	同左	その通信の発信 に係る契約者回 線の契約者又は デジタル公衆 電話の利用者	この約款の定 めるところによ ります。	1	2又は3以外の場合	当社	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	この約款の定め るところにより ます。	
2	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ株式会社に係る事 業者識別番号を使用 して通信を行った場 合	エヌ・ ティ・ ティ・ コミュニ ケー ション ズ株式 会社	当社	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式会 社の契約約款等に規 定する者	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式 会社の契約約款 等に別段の定め がある取扱いを 除き、この約款 の定めるところ によります。						

新旧対照

旧						新					
<u>3</u>	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	<u>同左</u>	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	<u>2</u>	中継事業者等（ <u>N T T ドコモビジネス株式会社又は別記21に規定する中継事業者をいいます。</u> ）に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	
						<u>3</u>	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号（ <u>電気通信番号規則別表第11号に規定する電気通信番号をいいます。</u> ）を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧						新						
(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備						(2) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備						
接 続 形 態			料金設 定事業 者	料金請 求事業 者	料金の支払いを要 する者	料金に関するそ の他の取扱い	接 続 形 態			料金設定事業者	料金の支払いを要 する者	料金に関するそ の他の取扱い
1	2又は3 以外の場 合	(1) (2)以外 の場合	当社	同左	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	この約款の定め るところにより ます。	1	2以外の 場合	(1) (2)以 外の場 合	当社	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	この約款の定め るところにより ます。
		(2) 当社 が別に 定める 電気通 信番号 を用い た通信 を行う 場合	携帯・ 自動車 電話事 業者	同左	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	その携帯・自動 車電話事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。			(2) 当社 が別に 定める 電気通 信番号 を用い た通信 を行う 場合	携帯・自動車電 話事業者	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	その携帯・自動 車電話事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。
2	エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ株式会社に係る事 業者識別番号を使用 して通信を行った場 合		エヌ・ ティ・ ティ・ コミュ ニケー ション ズ株式 会社	同左	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式会 社の契約約款等に規 定する者	エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式 会社の契約約款 等に定めるところにより ます。						
3	中継事業者に係る事 業者識別番号を使用 して通信を行った場 合		中継事 業者	同左	その中継事業者の 契約約款等に規定 する者	その中継事業者 の契約約款等に 定めるところに よります。	2	中継事業者等に係 る事業者識別番号 を使用して通信を 行った場合		中継事業者等	その中継事業者等 の契約約款等に規 定する者	その中継事業者 等の契約約款等 に定めるところ によります。

新旧対照

旧						新				
(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は 中継事業者に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限 ります。）						(3) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等 着信側の電気通信設備：中継事業者等に係る電気通信設備（当社が別に定めるも のに着信するものに限ります。）				
接 続 形 態		料金設 定事業 者	料金請 求事業 者	料金の支払いを要 する者	料金に関するそ の他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要 する者	料金に関するそ の他の取扱い
1	2又は3以外の場合	当社	同左	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	この約款の定め るところにより ます。	1	2以外の場合	当社	その通信の発信に 係る契約者回線の 契約者又はデジ タル公衆電話の利 用者	この約款の定め るところにより ます。
2	<u>エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーション ズ株式会社に係る事 業者識別番号を使用 して通信を行った場 合</u>	<u>エヌ・ ティ・ ティ・ コミュ ニケー ション ズ株</u>	当社	<u>エヌ・ティ・テ ィ・コミュニケー ションズ株式会 社の契約約款等に規 定する者</u>	<u>エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーシ ョンズ株式会 社の契約約款等に 別段の定めがあ る取扱いを除き、 この約款の定め るところにより ます。</u>					
3	中継事業者に係る事 業者識別番号を使用 して通信を行った場 合	その電 気通信 番号の 指定を 受けた 中継事 業者	同左	その電気通信番号 の指定を受けた中 継事業者の契約約 款等に規定する者	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。	2	中継事業者等に係る 事業者識別番号を使 用して通信を行った 場合	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者等	その電気通信番号 の指定を受けた中 継事業者等の契約 約款等に規定する 者	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者等 の契約約款等に 定めるところに よります。

新旧対照

旧						新					
(4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等着信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備						(4) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等着信側の電気通信設備：I P電話事業者に係る電気通信設備					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
—		当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	—		当社	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	
(5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備						(5) 発信側の電気通信設備：当社の契約者回線又はデジタル公衆電話の電話機等着信側の電気通信設備：外国の電気通信設備					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	
1	2以外の場合	当社	同左	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	1	2以外の場合	当社	その通信の発信に係る契約者回線の契約者又はデジタル公衆電話の利用者	この約款の定めるところによります。	
2	中継事業者に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	当社	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に定めるところによります。	2	中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧					新				
(6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					(6) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線				
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2又は3以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	1	2、3又は4以外の場合	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。
2	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者	同左	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者の契約約款等に規定する	2	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。
3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	3	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
					4	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧					新				
(7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					(7) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線				
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	1	2 又は 3 以外の場合	携帯・自動車電話事業者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
2	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	2	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	その通信の着信に係る契約者回線の契約者	この約款の定めるところによります。
					3	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。
(8) 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線					(8) 発信側の電気通信設備：IP電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線				
接 続 形 態		料金設定事業者	料金請求事業者	料金の支払いを要する者	接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
二		IP電話事業者	同左	そのIP電話事業者の提供する契約約款等に規定する者	1	2 以外の場合	IP電話事業者	そのIP電話事業者の契約約款等に規定する者	そのIP電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧	新													
	<table><tr><td>2</td><td>端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合</td><td>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等</td><td>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者</td><td>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。</td></tr></table> (9) 発信側の電気通信設備：外国の電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の契約者回線 <table><tr><td>接続形態</td><td>料金設定事業者</td><td>料金の支払いを要する者</td><td>料金に関するその他の取扱い</td></tr><tr><td>二</td><td>その通信に係る協定事業者又は外国の電気通信事業者</td><td>その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に規定する者</td><td>その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。</td></tr></table>	2	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。	接続形態	料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	二	その通信に係る協定事業者又は外国の電気通信事業者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に規定する者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。
2	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。										
接続形態	料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い											
二	その通信に係る協定事業者又は外国の電気通信事業者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に規定する者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。											
23 他の電気通信事業者との利用契約の締結	23 他の電気通信事業者との利用契約の締結													
<table><tr><th>契約相手となる電気通信事業者</th><th>締結する電話等利用契約</th></tr><tr><td>(略) ソフトバンク株式会社</td><td>(略) 第2種中継電話等契約 国際ISDN話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。</td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td>第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約</td></tr></table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	(略) ソフトバンク株式会社	(略) 第2種中継電話等契約 国際ISDN話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。	KDDI株式会社	第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約	<table><tr><th>契約相手となる電気通信事業者</th><th>締結する電話等利用契約</th></tr><tr><td>(略) ソフトバンク株式会社</td><td>(略) 第2種中継電話等契約</td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td>第2種一般電話等契約</td></tr></table>	契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約	(略) ソフトバンク株式会社	(略) 第2種中継電話等契約	KDDI株式会社	第2種一般電話等契約	
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約													
(略) ソフトバンク株式会社	(略) 第2種中継電話等契約 国際ISDN話利用契約 中継電話契約（第2種中継電話サービスにおける0570番号を利用した統一番号サービスに係るものに限ります。													
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約 第5種データ送受信契約													
契約相手となる電気通信事業者	締結する電話等利用契約													
(略) ソフトバンク株式会社	(略) 第2種中継電話等契約													
KDDI株式会社	第2種一般電話等契約													

新旧対照

旧	新																
料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 第2 通信料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用</td><td>別記4に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(5) ～ （略） (14)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (3)	（略）	(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	別記4に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。	(5) ～ （略） (14)	（略）	料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1 基本料金 （略） 第2 通信料金 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用</td><td>別記22の(3)の1に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(5) ～ （略） (14)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (3)	（略）	(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	別記22の(3)の1に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。	(5) ～ （略） (14)	（略）
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (3)	（略）																
(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	別記4に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。																
(5) ～ （略） (14)	（略）																
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (3)	（略）																
(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	別記22の(3)の1に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、相互接続点を契約者回線の終端とみなして適用します。																
(5) ～ （略） (14)	（略）																
	附 則（令和7年6月27日企営第155500000692号） この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。																

音声利用 I P 通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
目次 第1章 ～ (略) 第11章 別記 1 ～ (略) 12 13 <u>携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス</u> 14 ～ (略) 17	目次 第1章 ～ (略) 第11章 別記 1 ～ (略) 12 13 <u>削除</u> 14 ～ (略) 17
別記 1 ～ (略) 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、<u>次のとおりとします。</u> <u>ア 国内通信に係る相互接続通信は、当社が別に定める協定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</u> <u>イ アに規定する相互接続通信のうち、国際通信については、KDD I 株式会社に</u> <u>係る相互接続点との間において通信の接続を行います。この場合において、契約</u> <u>者から、その接続契約者回線等からの国際通信の発信を行えないようにしてほし</u> <u>い旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国際通信に係る相</u> <u>互接続通信を接続しない取扱いを行います。</u> <u>ウ 契約者は、その接続契約者回線等への国際通信（当社が別に定める協定事業</u> <u>者に係る相互接続点との間において行われるものに限ります。）の着信を許容しない</u> <u>ようにしたい場合は、その協定事業者に申し出ていただきます。</u>	別記 1 ～ (略) 3 4 相互接続通信の料金等の取扱い (1) 相互接続協定に基づき、行うことができる相互接続通信は、<u>当社が別に定める協</u> <u>定事業者に係る相互接続点との間において行うことができます。</u> <u>(注1) 当社は、契約者から、その接続契約者回線等からの国際通信の発信を行えない</u> <u>ようにしてほしい旨の請求があった場合は、当社の電気通信設備により、その国</u> <u>際通信に係る相互接続通信を接続しない取扱いを行います。</u> <u>(注2) 契約者は、その接続契約者回線等への国際通信（当社が別に定める協定事業</u> <u>者に係る相互接続点との間において行われるものに限ります。）の着信を許容しない</u> <u>ようにしたい場合は、<u>当社又は</u>その協定事業者に申し出ていただきます。</u>

新旧対照

旧	新
(2) <u>別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する接続形態により行われる相互接続通信（(4)から(7)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。</u> <u>ただし、当社又は協定事業者の付加機能等を利用して行った通信について、料金表第1表第1類（基本料金）、同表第2類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u> (3) <u>(2)に規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。</u> (4) <u>別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち中継事業者等（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社又は別記12に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係るに係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア 中継事業者等に係る他社相互接続通信（当社が別に定めるものに限ります。以下この別記4において同じとします。）以外の他社相互接続通信を伴うとき。</u> <u>その相互接続通信の料金は、その通信と、中継事業者等に係る他社相互接続通信を除く他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。</u> <u>イ 中継事業者等に係る他社相互接続通信以外の他社相互接続通信を伴わないとき。</u> <u>その相互接続通信の料金は、当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。</u> (5) <u>別記15に規定する接続形態により行われる相互接続通信のうち別記12に規定する携帯・自動車電話事業者に係る相互接続通信（当社が別に定める電気通信設備に着信するものに限ります。）の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア その相互接続通信の料金は、その通信と、他社相互接続通信とを合わせてその携帯・自動車電話事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u> <u>イ アに規定する料金設定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通信に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。</u>	(2) 相互接続通信（(3)及び(4)に規定するものを除きます。）の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて別記15（相互接続通信の接続形態と料金の取扱い）に規定する料金設定事業者がその契約約款等において定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。

新旧対照

旧	新
<u>(6) (2)から(5)の規定にかかわらず、契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、<u>料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。</u></u> <u>(7) 国際通信に係る相互接続通信の料金の取扱いは、次のとおりとします。</u> <u>ア イ以外のとき</u> <u>その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせてその通信に係る協定事業者（その通信が 2 以上の協定事業者に係るものであるときは、当社とその通信に係る協定事業者との間の相互接続協定において定める協定事業者とします。）がその契約約款等において定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、その協定事業者の契約約款等に定めるところによります。</u> <u>イ 接続契約者回線等から外国の電気通信設備への通信</u> <u>その相互接続通信の料金は、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、別記15に定めるところによります。</u>	<u>(3) (2)の規定にかかわらず、接続契約者回線等又は当社が別に定める協定事業者に係る電気通信設備から行われる通信のうち、当社の電気通信サービスに関する問合せ、申込み等のためにそれぞれの業務を行う音声利用 I P 通信網サービス取扱所等に設置されている電気通信設備であって、当社が指定したものの相互接続通信の料金については、その通信と他社相互接続通信とを合わせて当社が定めるものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるところによります。</u> <u>(4) (2)及び(3)の規定にかかわらず、料金表第 1 表第 1 類（基本料金）、同表第 2 類（通信料金）又は協定事業者の契約約款等に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。</u>

新旧対照

旧		新	
12 他社相互接続通信に係る協定事業者		12 他社相互接続通信に係る協定事業者	
協定事業者	内 容	協定事業者	内 容
1 端末系事業者	(略)	1 端末系事業者	(略)
2 中継事業者	(略)	2 中継事業者	(略)
3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信（別記13（携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス）に規定するものに限ります。）を提供する電気通信事業者	3 携帯・自動車電話事業者	無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第3条第1号に規定する携帯無線通信を提供する電気通信事業者
4 ～ (略) 6	(略)	4 ～ (略) 6	(略)
13 携帯・自動車電話事業者の電気通信サービス		13 削除	
電気通信サービス			
当社が別に定める電気通信サービス			

新旧対照

旧

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

接 続 形 態		料金を定める事業者	料金を請求する事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	発信側の電気通信設備： 接続契約者回線等 着信側の電気通信設備： 端末系事業者、エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社、中継事業者、携帯・自動車電話事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の契約者回線等（エヌ・ティ・ティ・コムニケーションズ株式会社又は中継事業者に係る電気通信設備については、当社が別に定めるものに限ります。）	当社	当社	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、この表において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。）	この約款の定めるところによります。

新

15 相互接続通信の接続形態と料金の取扱い

(1) 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等
着信側の電気通信設備：端末系事業者若しくはIP電話事業者に係る電気通信設備、外国の電気通信設備又は当社の接続契約者回線等

接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2以外の場合	当社	その通信（その接続契約者回線等の契約者以外の者が行った通信を含みます。以下、別記15において同じとします。）の発信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者となります。以下、別記15において同じとします。）	この約款の定めるところによります。

新旧対照

旧						新				
						2	<u>端末系事業者又は中継事業者等（ＮＴＴドコモビジネス株式会社又は別記12に規定する中継事業者をいいます。以下同じとします。）に係る付加的役務電話番号（電気通信番号規則別表第11号に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）を使用して通信を行った場合</u>	<u>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等</u>	<u>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者</u>	<u>その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。</u>

(2) 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等

着信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備

接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
1	2以外の場合	当社	その通信の発信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
2	当社が別に定める電気通信番号を用いた通信を行う場合	携帯・自動車電話事業者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧							新																		
2	発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備	(1) (2)から(5)以外の場合	端末系事業者	同左	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。	(3) 発信側の電気通信設備：接続契約者回線等 着信側の電気通信設備：中継事業者等に係る電気通信設備（当社が別に定めるものに着信するものに限ります。）																		
							<table><tr><th colspan="2">接 続 形 態</th><th>料金設定事業者</th><th>料金の支払いを要する者</th><th>料金に関するその他の取扱い</th></tr><tr><td>1</td><td>2以外の場合</td><td>当社</td><td>その通信の発信に係る接続契約者回線等の契約者</td><td>この約款の定めるところによります。</td></tr><tr><td>2</td><td>中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合</td><td>その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等</td><td>その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者</td><td>その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。</td></tr></table>				接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	1	2以外の場合	当社	その通信の発信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。	2	中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。
							接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い														
1	2以外の場合	当社	その通信の発信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。																					
2	中継事業者等に係る事業者識別番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。																					
(4) 発信側の電気通信設備：端末系事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の接続契約者回線等																									
							<table><tr><th colspan="2">接 続 形 態</th><th>料金設定事業者</th><th>料金の支払いを要する者</th><th>料金に関するその他の取扱い</th></tr><tr><td>1</td><td>2、3又は4以外の場合</td><td>端末系事業者</td><td>その端末系事業者の契約約款等に規定する者</td><td>その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。</td></tr></table>				接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い	1	2、3又は4以外の場合	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。					
接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い																					
1	2、3又は4以外の場合	端末系事業者	その端末系事業者の契約約款等に規定する者	その端末系事業者の契約約款等に定めるところによります。																					

新旧対照

旧						新							
	着信側の電気通信設備：接続契約者回線等												
		(2) <u>電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備から発信し、エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社に係る電気通信設備を経由して通信を行った場合</u>	<u>エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社</u>	<u>当社</u>	<u>エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に規定する者</u>	<u>エヌ・ティ・エイ・コミュニケーションズ株式会社の契約約款等に別段の定めがある取扱いを除き、それぞれ電話サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款に定めるところによります。</u>							

新旧対照

旧						新					
		(3) <u>東日本</u> <u>電信電話</u> <u>株式会</u> <u>社に係る電</u> <u>気通信設</u> <u>備（電話</u> <u>サービス</u> <u>又は総合</u> <u>デジタル</u> <u>通信サ</u> <u>ービスに</u> <u>係るもの</u> <u>に限りま</u> <u>す。）から</u> <u>発信し、</u> <u>エヌ・テ</u> <u>ィ・テ</u> <u>ィ・コミ</u> <u>ュニケー</u> <u>ションズ</u> <u>株式会</u> <u>社に係る電</u> <u>気通信設</u> <u>備を経由</u> <u>して通信</u> <u>を行った</u> <u>場合</u>	<u>東日本</u> <u>電信電</u> <u>話株式</u> <u>会社</u>	<u>東日本</u> <u>電信電</u> <u>話株式</u> <u>会社</u>	<u>東日本電信電話株</u> <u>式会社の契約約款</u> <u>等に規定する者</u>	<u>東日本電信電話</u> <u>株式会社の契約</u> <u>約款等に定める</u> <u>ところによりま</u> <u>す。</u>					

新旧対照

旧						新						
		(4) 電気通 信番号規 則別表第 10号に規 定する電 気通信番 号を使用 して通信 を行った 場合 <u>(2)</u> <u>又は(3)の</u> <u>場合を除</u> <u>く。)</u>	その電 気通信 番号の 指定を 受けた 中継事 業者	同左	その電気通信番号 の指定を受けた中 継事業者の契約約 款等に規定する	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者の 契約約款等に定 めるところによ ります。		2	電気通信番号規則別 表第10号に規定する 電気通信番号を使用 して通信を行った場 合	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者等	その電気通信番号 の指定を受けた中 継事業者等の契約 約款等に規定する	その電気通信番 号の指定を受け た中継事業者等 の契約約款等に 定めるところに よります。
		(5) 当社の 着信課金 機能を利用 して通信を行 った場合	当社	同左	その通信の着信に 係る接続契約者回 線等の契約者（利用 回線が光コラボ レーションモデル に関する契約に基 づき提供されるも のである場合は、 その利用回線の契 約を締結している 者が指定する者と します。）	この約款の定め るところによ ります。		3	当社の着信課金機能 を利用して通信を行 った場合	当社	その通信の着信に 係る接続契約者回 線等の契約者	この約款の定め るところによ ります。
								4	<u>端末系事業者又は中 継事業者等に係る付 加的役務電話番号を 使用して通信を行っ た場合</u>	<u>その電気通信番 号の指定を受け た端末系事業者 又は中継事業者 等</u>	<u>その電気通信番号 の指定を受けた端 末系事業者又は中 継事業者等の契約 約款等に規定する 者</u>	<u>その電気通信番 号の指定を受け た端末系事業者 又は中継事業者 等の契約約款等 に定めるところ によります。</u>

新旧対照

旧						新				
						(5) 発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の接続契約者回線等				
						接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
3	発信側の電気通信設備：携帯・自動車電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等	(1) (2)以外 の場合	携帯・自動車電話事業者	同左	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	1	2又は3以外の場合	携帯・自動車電話事業者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に規定する者	その携帯・自動車電話事業者の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧							新				
		(2) 当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	同左	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者（利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるものである場合は、その利用回線の契約を締結している者が指定する者とします。）	この約款の定めるところによります。					
4	削除	削除	削除	削除	削除	削除	2	当社の着信課金機能を利用して通信を行った場合	当社	その通信の着信に係る接続契約者回線等の契約者	この約款の定めるところによります。
							3	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。

新旧対照

旧						新				
5 発信側の電気通信設備：I P 電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：接続契約者回線等 I P 電話事業者 同左 その I P 電話事業者の契約約款等に規定する者 その I P 電話事業者の契約約款等に定めるところによります。						(6) 発信側の電気通信設備：I P 電話事業者に係る電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の接続契約者回線等				
						接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
						1	2 以外の場合	I P 電話事業者	その I P 電話事業者の契約約款等に規定する者	その I P 電話事業者の契約約款等に定めるところによります。
						2	端末系事業者又は中継事業者等に係る付加的役務電話番号を使用して通信を行った場合	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に規定する者	その電気通信番号の指定を受けた端末系事業者又は中継事業者等の契約約款等に定めるところによります。
						(7) 発信側の電気通信設備：外国の電気通信設備 着信側の電気通信設備：当社の接続契約者回線等				
						接 続 形 態		料金設定事業者	料金の支払いを要する者	料金に関するその他の取扱い
						二	その通信に係る協定事業者又は外国の電気通信事業者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に規定する者	その通信に係る協定事業者又はその外国の電気通信事業者の提供する契約約款等に定めるところによります。	

新旧対照

旧	新																
料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 基本料金 （略） 第2類 通信料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用</td><td><u>別記4</u>に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(5) ～ （略） (12)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (3)	（略）	(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	<u>別記4</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。	(5) ～ （略） (12)	（略）	料金表 通則（略） 第1表 料金（重複掲載料及び附帯サービスの料金を除きます。） 第1類 基本料金 （略） 第2類 通信料金 第1 第1種サービスに係るもの 1 適用 <table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1) ～ （略） (3)</td><td>（略）</td></tr><tr><td>(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用</td><td><u>別記15の(3)の1</u>に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。</td></tr><tr><td>(5) ～ （略） (12)</td><td>（略）</td></tr></table>	区 分	内 容	(1) ～ （略） (3)	（略）	(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	<u>別記15の(3)の1</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。	(5) ～ （略） (12)	（略）
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (3)	（略）																
(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	<u>別記4</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。																
(5) ～ （略） (12)	（略）																
区 分	内 容																
(1) ～ （略） (3)	（略）																
(4) 中継事業者 等に係る相互 接続通信の料 金の適用	<u>別記15の(3)の1</u> に規定する中継事業者等に係る相互接続通信の料金については、中継事業者等に係る相互接続点を電話サービス契約約款に規定する加入電話の契約者回線の終端とみなして適用します。																
(5) ～ （略） (12)	（略）																
	附 則（令和7年6月27日企営第155500000692号） この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。																